

令和7年4月25日

第4回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第4回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用
集積等促進計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和7年4月25日				招集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後1時58分				閉会の日時	午後3時39分			
会 長	小 川 達 男				職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次 郎	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 野 崎 修 司				
					次 長 前 島 勝 己				
					主 幹 渡 辺 昌 也				
					主 幹 野 崎 浩 次				
					主 任 福 地 英 昌				
					主 任 三 村 隆 浩				

開会 午後 1時58分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

若干ちょっと早めでございますけれども、皆さまおそろいになりましたので、これより令和7年第4回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） それでは、皆さん、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、大変貴重な時間をつくってのご参加、誠にありがとうございます。

田植も早いところはもう結構進んでいると思うんですけども、うちのほうは水が来るのが5月は早くて5日と15日とかで、まだゆっくりなんですけれども、そのうちこのまちなで来ると思います。

それでは、これより令和7年第4回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長さんからご挨拶をいただきます。お願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆さん、こんにちは。

公私の大変お忙しい中、本年度の最初の総会、ご出席いただきましてありがとうございます。

この1か月の間、桜の開花に始まり、私の地元ではその後、桃の花が咲き、私の本番であります梨の花が満開になり、そして今は地元の桜が、桜ではありません。藤ですか。玉敷の藤が満開っていう状況になっております。そのことを一言に合わせますと、百花繚乱のごとしって言葉がありますけれども、それにぴったりなような季節に入っております。

そういう中、今、職務代理のほうから話がありましたとおり、北川辺地区におきましては、田植が始まったようでございます。これから加須市におきましても、3か月という長期に及ぶ田植シーズンが始まろうとしております。特にこの期間中は、農作業等の事故が多いと聞いております。皆様、十分に余裕を持って仕事等に精進してもらえればと、こう思っております。

さて、本日も多数の案件が、審議されようとしておりますけれども、皆様方のご協力の下、進行できればというふうに思っております。

簡単でありますけれども、会長としての挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

以上です。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

◇

◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますけれども、現在、全委員さんのご出席をいただいております。ありがとうございます。

◇

◎異動職員の紹介

○局長（野崎修司君） また、本日の総会が今年度第1回目の総会となりますことから、ちょっとお時間をお借りして、4月1日付をもちまして異動してきた職員を紹介させていただきます。

初めに、農業振興課でお世話になります主幹の野崎でございます。

○事務局（野崎浩次君） 4月1日付で農業振興課兼農業委員会事務局に配属されました野崎と申します。よろしくお願いたします。

○局長（野崎修司君） 続きまして、農業委員会でお世話になります主任の三村でございます。

○事務局（三村隆浩君） 4月1日から農業委員会事務局でお世話になることになりました三村と申します。今後ともよろしくお願いたします。

○局長（野崎修司君） 皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、小川会長さん、よろしくお願ひいたします。



◎議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、始めさせていただきます。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

8番、松本 榮次郎 委員及び

10番、須藤 秀夫 委員

の両委員を指名いたします。



◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に、3件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書2ページの4番、水深地区及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書7ページの1番、大桑地区及び9ページ7番、水深地区の案件については、取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の14件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業規模の拡大を図るため、譲渡人は農業規模の縮小を図るための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

4月17日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人の さんに代わってさん、譲渡人の さん、譲受人 さんの6人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は大桑地区内、 の中ほどで、昔から稲作が盛んな地区でありましたが、今では周辺の稲の作付地は大幅に減少したほか、耕作者も減少し、それに伴い遊休農地も目立ってきています。

申請面積は 筆で 平米で、昨年まで稲が作付されていたところです。

譲渡人の さんは で、 の事業を営む兼業農家ですが、今年から全ての農地の作付をやめ、離農するとのこと。また、譲受人の さんも の ですが、野菜の栽培と無人直売所を営む兼業農家であり、規模を拡大したいとのこと。

これらのことで周辺の遊休農地が少なくなり、良好な環境は持続されるものと思われまます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひまます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番及び3番の水深地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

3条の2番と3番は、譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。位置図2ページをご覧ください。

両案件は、譲受人が使用貸借権（10年）により土地を借り受けるもので、必要添付書類が整えられております。また、譲受人は、効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は、農業を行わないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

4月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されておりました。

譲受人の さんにお聞きしたところ、定年退職して、農業をやりたい、今回、この土地で野菜とブドウを作りたいと考えて、今回の申請に至ったとのこと。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番及び6番の水深地区の案件についても、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

3条の5番と6番は、譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。位置図3ページをご覧ください。

両案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、両案件とも、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は営農規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

4月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されておりました。

譲受人の さんにお聞きしたところ、申請地の土地のすぐ隣が さんの土地で5か所、 番地、 、 番、 、 番の横が土地であり、譲渡人の方が高齢になり、今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

初めに、5番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図4ページ、5ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は、経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(小山治延君) 9番、小山です。

4月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されていました。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、申請地の2か所、 、 は知人に貸していたのですが、管理がひどいため、譲受人の さんに相談したところ、私がちゃんと管理しますよと言ってくださって、今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

7番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図6ページ、7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経営の拡大を図るため、譲渡人は遠方により耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

農地法第3条の規定による許可申請について、案件の8番について、志多見地区の内容については、4月12日、現場で、譲受人の さん、代理人の さん、地区担当夢川推進委員さん、私と4人で現場を確認し、説明を聞きました。

位置図の6ページは、現在、麦が生産されておりまして、かなり生産、きちんと管理をされている状態でした。それから、位置図の7番については、ここは稲を生産するというふうに聞いております。

そして、この内容については、現在、耕うんされてきれいに整理されて、いい状態でした。

まず、譲渡人の さんは、現在、先ほど事務局からの説明があったように、に住んでおりまして、もともとはこの地元、に住んでいる方ですけれども、向こうに住所を構え、向こうで現在住んでおります。この家については、が今年の10月ぐらいまで管理していたんですが、 、大変なことで、その後を受け継いで、さんが農地を任されて、何とかしなくちゃいけないということで相談がありました。ちょうど さんは中間管理に入っておりまして、 さんも相談して、一応、現在、さんが全部生産はしているんですけども、 さんはもう全て、全部、家も土地も全部処分したいというような話もありましたので、いろいろ相談し、遠いということもありまして、相談した結果、許可相当と我々判断しました。

ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

8番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権(20年)により土地を借り受け、耕作するもので、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は経営規模縮小を図るための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(関 弘明君) 11番の関です。

4月14日月曜日に推進委員の清水さんと増田さんの3人で現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは、本申請の代理人であります さんに対応いただきました。

土地所有者である さんと本申請地を無償で借り受ける さんは兄弟でありまして、 さんは弟になり、近くに分家に出ております。現在、今回の申請地につきましては、今回の土地を借りる さんが兄に代わって既に耕作をしているそうです。

現地の状況ですが、8筆ありますが、1筆ごとに現地を確認いたしました。全ての農地について耕作されており、きれいに管理されておりました。

このような状況であることから、今回の農地法第3条の申請については許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

9番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、10番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図9ページ、10ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は農業経営基盤強化促進法第7条第1号の事業を実施するための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当は私、14番小川です

ので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、この案件につきまして、去る4月21日に推進員の石川さんと2人で現地調査を行いました。

現地はこの3条の9ページと10ページを見れば分かるんですけども、加須市での場所です。3条の10-1で分かるんですけども、この黒くなぞった3方の地所の角が何筆かの畑になっております。これが隅っこです。そのほかは大きな水田地帯です。それで、西側の黒く進んだ線が、道と排水がありました。南側も ます。そういう場所です。

それで、この案件の土地は、最初、見つけるのは容易じゃなかったんですけども、畑としてこの角地1反歩ありましたね。その中の一部です、今回の案件の土地は。それで、何も長い間、作付された状況ではありません。ただ、草刈り等は丁寧に刈ってありまして、いつでも耕作条件に適した畑というふうに判断してまいりました。

それで当日、譲受人の代理人であります さんに当日お会いできませんでしたので、私から直接電話しまして聞き取りを行いました。

まず、この さんって方は、 といひまして、私の から1反歩離れた集落でありまして、地元でも大きく、どんどん農地を増やして、大きくやっている法人の農業組織であります。そして特に、 と 、 っいていひましても、で大きく土地を購入し、最近はずごく発展している農業というふう聞いております。

そして今回、特に私が疑問に思っただのは、畑としてこの 平米の畑を、どうして大きく農業経営してる方が買ったんだと確認したところ、 地区で1町歩ばかり農地を所有して、その段階ですぐ隣に小さな農地があるんだけれども、どこがやっているってことで照会したところ、今回の申請になったということであります。

そして、一つ参考のために申し上げるんですけども、 っいていう倉庫があります。ここの脇は県道が通っております。その東側と加須市の境までの間の農地が、大体2町ぐらいありますかね、水田。これが全部、今、埋立てされていまして、3期か4期ぐらいで埋立てが完了するんですけども、今後、多分この埋立てした畑に対しまして、ネギを大規模に作付しております。これが深谷ネギに匹敵するネギです。私もいつもこの脇を通るんですけども。

そういう会社でありますことで、何ら問題ないというふうに、石川さんと2人で判断してまいりました。よろしくお願ひをしたいと思います。

この案件につきまして、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

10番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、11番の鴻荃地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図11ページをご覧ください。

本案件は贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は相続により譲り受けたが遠方に住んでおり耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

4月21日に、推進委員の清水さんと、譲受人の さん宅を伺って話を聞いてまいりました。それによりますと、 さんと譲渡人の さんは兄弟です。それでこの二人の父親が さんに分地を出したいということで、この土地を相続で渡したそうです。

現在この土地は何も作付されていませんで、年に何回かトラクターでやっているということです。

さんも高齢になり、今、東京に出ているんですが、帰ってくるっていうことはな
いってことで、実家である さんにこの土地をまた渡したいということで、何ら問題
ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

11番の鴻基地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、12番及び15番の北川辺地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図12ページをご覧ください。

両案件は、交換による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、両案件は、譲受人及び譲渡人ともに、農業の効率化のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

4月14日に、新井推進委員さんと現場確認をし、 さん、 さんに現地に来てもらい、話を聞きました。現地の圃場は田植をする準備状態でした。

さんの圃場は自宅から遠いところにあり、近くで作業できてとてもよいと言っていました。 の さんの圃場は隣でつながれば、今後、使い勝手のよい圃場になるとのことだそうです。面積の違いがありますが、そのことは気にしないと言っていました。

この案件につきましては、問題なしと判断しました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

初めに、12番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

15番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、13番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図13ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経営の拡大のため、譲渡人は農業経営の縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、4月15日に推進委員に新井さん、荻原さん、代理人で土地家屋調査士の さんの立会いの下、現地調査と聞き取りをいたしました。

譲渡人の さんなのですが、 のため耕作できないことから、申請地を含め周辺を耕作している譲受人の さんに相談したところ、売買で話がまとまり今回の申請となりました。

さんが引き続き耕作することから、許可相当と考えますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、ないようですので、採決いたします。

13番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、14番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図14ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経営の拡大のため、譲渡人は農業経営の縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この件につきまして、4月15日に、推進委員の新井さんと荻原さんで現地で譲渡人のさんのお宅で聞き取りをいたしました。現地は、ちょっと草が生えているんですが、管理されているかなという感じでございます。

さんの話によりますと、長年この土地を知人の方に貸しておいたところ、耕作できないということで返されまして、隣っていうか、地図でいうと上になる、申請地の「請」の字の横が さんの土地なので相談したところ、売買でということでは話がまとまり、今回の申請となりました。

許可相当と判断しますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

14番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ、16ページ及び土地利用計画図4-1をご覧ください。

本案件は、自己用住宅用地を拡張するため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、宅地の周囲が建て売り住宅になることに伴い、宅地の一部を利用できなくなることから、駐輪場及び駐車場用地として利用するものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

4月15日、推進委員の梅田さん、野本さん及び代理人の さんの4人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。申請地は と の間にあって、の の近くで、新興住宅が立ち並ぶ一角にあります。

先月、3月の議案では5条申請で、譲受人の 、 が譲渡人の さん宅の周辺に建て売り住宅6棟を建設することで許可申請し、決定されましたが、今回は4条申請であり、周辺の造成に伴い、 さんの宅地の脇の未利用地が利用しにくくなるので、その部分を補うために敷地拡張するものです。独り暮らしである本人は、現在、 で、留守宅は が来て管理をしているとのことでした。

周辺は新興住宅ですが、僅かに農地が点在する環境で、このことによって住宅や農地及び遊休農地には支障がないものと思われまます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひまます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 7ページ及び配置図4-2をご覧ください。

本案件は自己用住宅用地を拡張するため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、申請敷地について調べたところ、農地であることが判明したため適法とすべく申請するもので、始末書が添付されており、今後においても使用していくことから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この件につきまして、同じく4月15日に推進委員の新井さん、荻原さん、土地家屋調査士の さんの立会いの下、現地確認をいたしました。住宅の一部が農地であることが分かり、是正のための申請となります。

申請地の分筆をした測量のくいを確認しました。許可相当と判断しますが、審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の12件を議題といたします。

初めに、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図20ページ及び配置図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

3月17日、推進員の梅田さん、野本さん、代理人の さんに代わり、譲受人で の さん及び地域の実情をよく知っている地元の さんの5人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は の東の外れで、 の境であり、近くに が流れています。 は、太陽光パネルが辺り一面に広がっております。 が手がけたものですが、それに沿うように細い道路が続いて、申請箇所がつながっておりますが、今回の議案は太陽光発電施設として許可申請がなされております。

この申請地は数年前に地権者との協議がありましたが、現状のままになっており、雑草が繁茂している箇所が多く、今回改めて開発を進めようとするものです。これらのことで、周辺住宅や農地の営農には支障がないものと思われま

す。本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

いしたいと思います。○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いし

ます。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図21ページ及び配置図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、自己用住宅の敷地拡張をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、駐車場への通路部分として利用しておりますが、市所有の土地を払い下げのために実施した測量により判明したため申請するものであり、始末書が添付され、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(久保文夫君) 2番、久保です。

4月16日、推進員の梅田さん、野本さん、代理人の さん及び譲受人 さんと譲渡人 さんの6人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。申請地は高速道路の のすぐ南側にあり、 さん宅の門の入り口及び駐車場付近ですが、何十年もの昔、新しい道路ができたときに古い道路の払下げを受けました。その中間に さんの畑が僅かに 残ったまま、気づかずに自分の敷地だと思い、今日に至ったものです。 さんも同様でした。

平成6年5月の議案で、 さん宅前の農地に長男の住宅を建設することで、公図から判明したものでした。将来にわたりきちんとしていたため、今回、許可申請を出したとのことでした。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査からやむを得ないものと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

3番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図2 2ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借権(10年)により土地を借り受け、修理部品用自動車置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の作業所敷地に修理部品用の自動車を置いているが、数が増え置き切れなくなったことから計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(久保文夫君) 2番、久保です。

4月15日、推進委員の梅田さん、野本さん及び代理人の さんと従業員の5人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 南方で、 近くで、交通量が多く農地が少ない地域で、の田ですが、以前は一部砂利が敷いてありましたが、事務局との事前相談によりその砂利を撤去したもので、その上を土できれいに整地してありました。

なお、譲渡人である市内 の住宅地にお住いの さん宅へ当日伺ったときのお話では、この土地は相続でいただいたもので、農業とは縁がなくこれからも管理できないとのことでした。

これらのことで、申請地の周辺住宅や農地の営農には支障がないものと思われま。本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査からやむを得ないものと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひま。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

さんというのは、 の に店舗があるということなんですけれども、加須市内にも何か営業所とか、出張所とか、そういったものはあるんでしょうか。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

の さんにお聞きしたところ、せがれさんが でやっているそうです。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

今回、譲受人の、 の代表の名刺の書類がついているんですが、そちらが加須市騎西の住所で、添付資料としてついています。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ及び土地利用計画平面図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

4月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管

理されました。

申請地の北にあるのが譲渡人の のお宅です。お聞きしたところ、申請地の周りが年々新しい住宅が建ち、土地の管理が難しくなり、今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君） 審査の途中でございますけれども、ここで休憩を取りたいと思います。

なお、再開につきましては、15時10分といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分



◎開議の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、休憩を閉じまして審議を再開いたします。

○会長（小川達男君） それでは、始めさせていただきます。

6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 説明いたします。

位置図24ページ及び土地利用計画平面図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（11区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認

したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○**会長（小川達男君）** ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○**9番（小山治延君）** 9番、小山です。

4月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されていました。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、申請地は去年までお米を作っていて、譲渡人の さん、 さん、 さん、 さん、 皆さん高齢になられて、お米を作ることが難しくなり、今回、土地の売買の話があり、今回の申請になりました。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○**会長（小川達男君）** ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○**会長（小川達男君）** ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○**会長（小川達男君）** 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○**事務局（渡辺昌也君）** ご説明いたします。

位置図26ページ及び平面図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○**会長（小川達男君）** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

4月14日月曜日に推進委員の清水さんと増田さんの3人で現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは代理人であります さんに対応いただきました。現地の状況ですが、畑としてきれいに管理されておりました。

転用目的は自己用住宅の建築でございます。議案書に記載されているとおり、譲受人のさんは、現在、奥様の両親が借りている借家に一時的に仮住まいをしております。新居を建築すべく土地を探していたところですが、現在の仮住まいの場所に近い、今回の申請地を購入することで話がまとまったため、今回の申請に至ったそうです。

このような状況であることから、今回の農地法第5条申請については、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

8番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図27ページ及び土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

4月14日月曜日に、推進委員の清水さんと増田さんの3人で現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りにつきまして、代理人である さんに対応いただきました。現地の状況ですが、畑としてきれいに管理されておりました。先ほどの8番の申請地の奥になります。

転用目的は自己用住宅の建築でございます。議案書に記載されているとおり、譲受人のさんご夫婦は、現在、 に住んでおりますが、手狭になってきた等の理由により、新居を建築すべく土地を探していたところですが、今回の申請地を購入することで話がまとまったため、今回の申請に至ったそうです。

このような状況であることから、今回の農地法5条の申請については許可相当と判断してまいりました。

参考までに、譲受人がご夫婦2人となっております。住宅ローンを組む関係で共有名義にするとのことでした。この申請が許可になった場合、法務局のほうに所有権移転登記を行うわけですけれども、農地転用許可証を添付することになるんですが、許可証にご夫婦のそれぞれの持分が記載されていないんですけれども、これで持分登記が可能なのかなのか疑問になりましたので、法務局のほうに確認してみました。結果、許可証にお二人のお名前が記載されておれば、持分も自由に設定して持分登記が可能であるとのことでした。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図28ページ及び土地利用計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書

類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

4月14日月曜日に推進委員の清水さんと増田さんの3人で現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは代理人であります さんに対応いただきました。先ほどの8番、9番と道路を隔てた反対側が、今回10番の申請でございます。

転用目的ですけれども、自己用住宅の建築でございます。議案書に記載されているとおり、譲受人は、現在、市内 のアパートに住んでおりますが、新居を建築すべく土地を探していたところですが、今回の申請地を購入することで話がまとまったため、今回の申請に至ったそうです。

このような状況であることから、今回の農地法第5条の申請については、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決をいたします。

10番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の鴻荃地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図29ページ、平面図及び断面図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（4か月）により土地を借り受け、農地改良工事を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断され、4か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

4月17日に、推進委員泉津井さんと の代理人の さんに現地で立ち会って話を聞いてまいりました。それによりますと、 さんは、現在、独り住まいで会社勤めをしております、この畑は草除けのために年に数回、トラクターで耕うんしている。ただ、土日しか休みがないため、なかなかできないということです。

この畑は、水はけが悪くて、雨が降るとしばらく耕うんできないということで、今回、農地改良ということで、 さんに土を盛ってもらおうということで依頼したそうです。それによります、今年は、間に合いませんけれども、 地区の方が、今後は小麦を作ってくれるということで、助かるということです。

許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

11番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図30ページ及び土地利用計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（35年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認

したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

4月17日に、推進委員の泉津井さんと現地に赴きまして、 さん、譲渡人の旦那さんから話を聞いてまいりました。

それによりますと、 さんと さんは親子のようで、現在、 さんの近く、位置図で見ますとこの さんの右隣の四角のところが現在地、ここで さんが住んでおります。 さんも夫婦で、結婚してからこのうちに同居ということで、それからまた子どもが2人生まれました、とうとう手狭になりましたので、 さんっというこの位置図の場所に土地がありましたので、ここを自己住宅ということで、今回、申請したそうです。

現在、この土地もきれいに耕うんされていました。許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

12番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図31ページ及び現況平面図、断面図、計画平面、断面図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、農地改良工事を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、3か月間の一時転用で

あり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま、事務局より説明がありました。地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

4月18日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲受人の の代理人の さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。現地はいつも水がたまっていて、トラクターなどが潜りそうな状態で大変なので、農地改良をして麦を作るとのことでした。

何ら問題なく判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図32ページ及び現況平面図、断面図、計画平面、断面図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、農地改良工事を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありました。地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

4月15日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

現地は、耕うんされ、きれいに管理されている農地で、2日前の雨水がまだ残っている状況でした。 さんによると、譲受人は水はけが悪く耕作しにくいので、土地を土地改良し麦を作付したいということでした。

また工事に当たっては、隣接する企業、農地に支障のないように、境界からセットバックし、施工するとのことでした。また、隣接する近隣の地主さんには、工事概要を説明し、了承を得たということです。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断したところであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

14番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「令和7年（4月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

令和7年（4月分）農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を配分したものです。それを受けて希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「令和7年（4月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので同意とすることに決定いたします。



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の12ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について18件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、17ページをご参照ください。

「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について3件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、18ページからをご参照ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書についてでございますが、農地貸借の合意解約による届出について67件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上をもちまして、本日の総会に上程いたしました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へ戻します。

○局長（野崎修司君） 小川会長さん、議事進行ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、最後になりますが、松本職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては長時間にわたりまして慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年第4回農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 3時39分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 年 月 日

会 長 小 川 達 男

署名委員 松 本 榮次郎

署名委員 須 藤 秀 夫